

○糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則

平成25年3月29日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道の管理を適正に行うために、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、その施行について必要な事項を定めるものとする。

2 第2条から第13条までは専用水道に、第14条から第18条までは簡易専用水道に適用する。

(確認の申請等)

第2条 法第33条第1項の規定に基づく専用水道の布設工事の確認申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）により市長に行うものとする。

2 専用水道でない水道が水道施設の布設工事を伴わず専用水道となった場合、当該専用水道の設置者は、専用水道となった日から30日以内に専用水道設置届（様式第2号）により市長に行うものとする。

(確認の通知)

第3条 市長は法第33条第1項の規定に基づく申請を受理したときは、同条第5項及び第6項の規定により30日以内に申請者に通知する。

2 当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計適合通知書（様式第3号）により通知する。

3 当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合しないと認めたときは、その適合しない点を指摘し、専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第4号）により通知する。

4 当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合するかしないかを判断することができないときは、その理由を附して、専用水道布設工事設計確認不能通知書（様式第5号）により通知する。

(記載事項の変更届出等)

第4条 法第33条第3項の規定に基づく申請書の記載事項の変更の届出は、専用水道記載事項変更届（様式第6号）により市長に行うものとする。

2 売買、譲渡又は合併等の承継により、新たに専用水道の設置者となった者は、承継した日から30日以内に、専用水道承継届（様式第7号）により市長に行うものとする。

（給水開始前の届出）

第5条 法第34条第1項で準用する法第13条第1項の規定に基づく専用水道の給水開始前の届出は、専用水道給水開始前届（様式第8号）により市長に行うものとする。

（水道技術管理者の設置等）

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の水道技術管理者を設置した場合、又はこれを変更した場合は、専用水道水道技術管理者設置届（様式第9号）により、水道技術管理者の変更の届出は専用水道水道技術管理者変更届（様式第10号）により市長に行うものとする。

（水質検査結果の届出）

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の水質検査結果を、毎年6月末日までに専用水道水質検査結果届（様式第11号）により市長に行うものとする。

（給水の緊急停止の報告）

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項においた準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行った場合、給水の緊急停止の報告は、専用水道給水緊急停止報告書（様式第12号）により市長に行うものとする。

（業務の委託等）

第9条 法第34条第1項で準用する法第24条の3第2項の規定に基づく業務の委託は、専用水道業務委託開始届（様式第13号）により、委託に係る契約が効力を失ったときは、専用水道業務委託契約失効届（様式第14号）により市長に行うものとする。

2 委託に係る契約内容に変更が生じたときは、専用水道業務委託契約変更届（様式第15号）により市長に行うものとする。

（休止または廃止の届出）

第10条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止し、または休止した場合は、廃止または休止した日から30日以内に、専用水道休止（廃止）届（様式第16号）により市長に行うものとする。

（改善の指示等）

第11条 法第36条第1項の規定に基づく改善の指示は、専用水道改善指示書（様式第17号）により行い、改善の指示の履行を確認したときは、専用水道改善指示履行確認

書（様式第 18 号）により行うものとする。

- 2 法第 36 条第 2 項の規定に基づく水道技術管理者の変更の勧告は、専用水道水道技術管理者変更勧告書（様式第 19 号）により行うものとする。

（給水の停止命令）

- 第 12 条 法第 37 条の規定に基づく給水の停止命令は、専用水道給水停止命令書（様式第 20 号）により、当該命令の原因となった状況の改善を確認したときの命令解除は、専用水道給水停止命令解除通知書（様式第 21 号）により行うものとする。

（報告の徴収及び立入検査等）

- 第 13 条 法第 39 条第 2 項前段の規定に基づく報告書の徴収は、専用水道関係書類検査通知書（様式第 22 号）により行うものとする。

- 2 法第 39 条第 2 項後段の規定に基づく立入検査は、専用水道立入検査実施通知書（様式第 23 号）により行うものとする。

（給水開始等の届出）

- 第 14 条 簡易専用水道を設置しようとする者または設置しているものは、次に掲げるとおり市長に行うものとする。

- (1) 簡易専用水道を設置する場合は、簡易専用水道設置届（様式第 24 号）により、当該工事に着手しようとする日の 30 日前までに届け出ること。
- (2) 工事を伴う届出事項の内容を変更する場合は、簡易専用水道施設変更届（様式第 25 号）により、当該工事に着手しようとする日の 30 日前までに届け出ること。
- (3) 工事を伴わない届出事項の内容を変更する場合は、簡易専用水道記載事項変更届（様式第 26 号）により、変更した日から 30 日以内に届け出ること。
- (4) 簡易専用水道を廃止し、または休止した場合は、簡易専用水道休止（廃止）届（様式第 27 号）により、廃止または休止した日から 30 日以内に届け出ること。
- (5) 売買、譲渡または合併等の承継により新たに簡易専用水道の設置者となった場合は、簡易専用水道承継届（様式第 28 号）により、承継した日から 30 日以内に届け出ること。

（給水開始前検査等）

- 第 15 条 簡易専用水道設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 4 条 1 項第 3 号に掲げる水質検査及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 の 5 に掲げる施設検査の検査結果を、簡易専用水道給水開始前届（様式第 29 号）により、給水を開始しようとする日の前日ま

でに市長に届け出るものとする。

(改善の指示等)

第16条 法第36条第3項の規定に基づく改善の指示は、簡易専用水道改善指示書（様式第30号）により、改善の指示の履行を確認したときは、簡易専用水道改善指示履行確認書（様式第31号）により行うものとする。

(給水の停止命令)

第17条 法第37条の規定に基づく給水停止命令は、簡易専用水道給水停止命令書（様式第32号）により、当該命令の原因となった状況の改善を確認したときの命令解除は、簡易専用水道給水停止命令解除通知書（様式第33号）により行うものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第18条 法第39条第3項前段の規定に基づく報告書の徴収は、簡易専用水道関係書類検査通知書（様式第34号）により行うものとする。

2 同項後段の規定に基づく立入検査は、簡易専用水道立入検査実施通知書（様式第35号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第9—2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事（新設・増設・改造）の設計が水道法第5条で定める施設基準に適合するものであることについての確認を受けたいので、同法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 施設の概要 別添「工事計画書」のとおり

工事計画書

- 1 水道（取水、導水、浄水、送水、配水）施設の概要
- 2 水の供給を受ける者（居住者及び使用者の内訳を記載）の数
- 3 一日最大給水量及び一日平均給水量（処理水及び受水の内訳を記載）
- 4 水源
 - (1) 種別 自己水源・受水
地下水（深井戸・浅井戸）、湧水、伏流水、表流水、その他（ ）
 - (2) 原水水質 別紙「原水水質試験結果」のとおり
- 5 取水施設
 - (1) 取水方法
 - (2) 取水量
 - (3) 取水地点
 - (4) 井戸等の構造
ア 口径 mm イ 深さ m ウ ストレーナー位置 m
- 6 貯水施設（原水貯水槽等）
ア 構造
イ 有効容量 m^3 （縦 m × 横 m × 深さ m）
- 7 導水施設（取水施設から貯水施設又は貯水から浄水施設、若しくは両方）
 - (1) 管種 (2) 口径 mm (3) 延長 m
- 8 浄水施設
 - (1) 沈でん池 有・無
ア 方式 普通・薬品・その他（ ）
イ 池内平均流速 cm/分
 - (2) ろ過池 有・無
ア 方式 急速・緩速
イ ろ過速度 m/日
 - (3) 特殊処理
滅菌のみ・除鉄処理・除マンガン処理、活性炭、膜ろ過（MF・UF・NF・RO）
 - (4) 消毒設備
ア 型式
イ 性能
ウ 台数 台（うち予備 台）
 - (5) 浄水池、処理水槽の有・無
ア 構造
イ 有効容量 m^3 （縦 m × 横 m × 深さ m）
- 9 送水施設 有・無（浄水施設から配水施設）
 - (1) 送水ポンプ
ア 揚程 m イ 吐出量 L/分 ウ 口径 mm
エ 出力 kw オ 台数 台（うち予備 台）

- (2) 送水管
 ア 管種 イ 口径 mm ウ 延長 m
- 1 0 配水施設
 (1) 配水施設（処理水槽、高置水槽、受水槽等個別に記載）
 ア 構造
 イ 有効容量 m³（縦 m × 横 m × 深さ m）
- (2) 配水、揚水ポンプ
 ア 揚程 m イ 吐出量 L/分 ウ 口径 mm
 エ 出力 kw オ 台数 台（うち予備 台）
- (3) 配水管
 ア 管種 イ 口径 mm ウ 延長 m
- (4) 高置水槽、受水槽 有・無
 ア 構造
 イ 有効容量 m³（縦 m × 横 m × 深さ m）
- (5) 配水管
 ア 管種 イ 口径 mm ウ 延長 m
- 1 1 布設工事の期間及び給水開始予定年月日
 (1) 工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで
 (2) 給水開始 年 月 日（予定）
- 1 2 水道使用料徴収 有・無
- 1 3 消火栓 有・無
- 1 4 添付書類
 (1) 処理フロー図
 (2) 設計図（位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等）
 (3) 水理計算書、揚水試験結果書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等
 (4) 取水に関する許可書等の書類

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道設置届

本施設は、水道法第3条第6項の規定により新たに専用水道となるため、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第2条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 専用水道の概要
別添「施設概要書」のとおり

工事計画書

- 1 水道（取水、導水、浄水、送水、配水）施設の概要
- 2 水の供給を受ける者（居住者及び使用者の内訳を記載）の数
- 3 一日最大給水量及び一日平均給水量（処理水及び受水の内訳を記載）
- 4 水源
 - (1) 種別 自己水源・受水
地下水（深井戸・浅井戸）、湧水、伏流水、表流水、その他（ ）
 - (2) 原水水質 別紙「原水水質試験結果」のとおり
- 5 取水施設
 - (1) 取水方法
 - (2) 取水量
 - (3) 取水地点
 - (4) 井戸等の構造
ア 口径 mm イ 深さ m ウ ストレーナー位置 m
- 6 貯水施設（原水貯水槽等）
ア 構造
イ 有効容量 m^3 （縦 m × 横 m × 深さ m）
- 7 導水施設（取水施設から貯水施設又は貯水から浄水施設、若しくは両方）
 - (1) 管種
 - (2) 口径 mm
 - (3) 延長 m
- 8 浄水施設
 - (1) 沈でん池 有・無
ア 方式 普通・薬品・その他（ ）
イ 池内平均流速 cm/分
 - (2) ろ過池 有・無
ア 方式 急速・緩速
イ ろ過速度 m/日
 - (3) 特殊処理
滅菌のみ・除鉄処理・除マンガン処理、活性炭、膜ろ過（MF・UF・NF・RO）
 - (4) 消毒設備
ア 型式
イ 性能
ウ 台数 台（うち予備 台）
 - (5) 浄水池、処理水槽の有・無
ア 構造
イ 有効容量 m^3 （縦 m × 横 m × 深さ m）
- 9 送水施設 有・無（浄水施設から配水施設）
 - (1) 送水ポンプ
ア 揚程 m イ 吐出量 L/分 ウ 口径 mm
エ 出力 kw オ 台数 台（うち予備 台）

- (2) 送水管
 ア 管種 イ 口径 mm ウ 延長 m
- 1 0 配水施設
 (1) 配水施設（処理水槽、高置水槽、受水槽等個別に記載）
 ア 構造
 イ 有効容量 m³（縦 m × 横 m × 深さ m）
- (2) 配水、揚水ポンプ
 ア 揚程 m イ 吐出量 L/分 ウ 口径 mm
 エ 出力 kw オ 台数 台（うち予備 台）
- (3) 配水管
 ア 管種 イ 口径 mm ウ 延長 m
- (4) 高置水槽、受水槽 有・無
 ア 構造
 イ 有効容量 m³（縦 m × 横 m × 深さ m）
- (5) 配水管
 ア 管種 イ 口径 mm ウ 延長 m
- 1 1 布設工事の期間及び給水開始予定年月日
 (1) 工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで
 (2) 給水開始 年 月 日（予定）
- 1 2 水道使用料徴収 有・無
- 1 3 消火栓 有・無
- 1 4 添付書類
 (1) 処理フロー図
 (2) 設計図（位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等）
 (3) 水理計算書、揚水試験結果書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等
 (4) 取水に関する許可書等の書類

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道布設工事設計適合通知書

水道法第33条第1項の規定により 年 月 日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計について、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道布設工事設計不適合通知書

水道法第33条第1項の規定により 年 月 日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 施設基準に適合しない箇所

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道布設工事設計確認不能通知書

水道法第33条第1項の規定により 年 月 日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合するかどうかを判断することができないので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 施設基準に適合するかどうか判断することができない箇所

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道記載事項変更届

年 月 日付で申請（届出）した専用水道について、下記のとおり申請（届出）の記載事項に変更を生じたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更の年月日

添付書類

変更の内容を確認できる書類等

様式第 7 号（第 4 条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道承継届

専用水道の設置者の地位を承継したので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第 4 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号及び確認年月日 第 号 年 月 日
（又は条例第 4 条第 4 項に基づく専用水道届出年月日）
- 2 専用水道の名称
- 3 専用水道の所在地
- 4 承継した日 年 月 日
- 5 承継者の住所及び氏名
- 6 承継の理由

添付書類

承継者が法人の場合、地位を承継した事実を証する書類

※承継に伴い専用水道施設の名称等に変更がある場合は、併せて専用水道記載事項変更届（様式第 6 号）を提出して下さい。

様式第8号（第5条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道給水開始前届

新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 工事完了日 年 月 日
- 4 給水開始日 年 月 日

添付書類

- 1 水質検査の結果
- 2 施設検査の結果

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道水道技術管理者設置届

水道法34条の規定による同法第19条第1項で定める水道技術管理者を設置したので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第6条の規定により下記のとおり届出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道技術管理者設置年月日
- 4 水道技術管理者の氏名
- 5 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験

添付書類

水道技術管理者の資格を有することを証する書面（職歴書または講習会終了証）

様式第10号（第6条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道水道技術管理者変更届

水道法34条において準用する同法第19条第1項で定める水道技術管理者を変更したので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第6条の規定により下記のとおり届出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道技術管理者変更年月日
- 4 水道技術管理者の氏名
- 5 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験

添付書類

水道技術管理者の資格を有することを証する書面（職歴書または講習会終了証）

様式第 11 号（第 7 条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道水質検査結果届

水道法第 34 条において準用する同法第 20 条第 1 項の基づく定期及び臨時の水質検査を実施しましたので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第 7 条により報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類
水質検査結果報告書（水質試験検査年間報告書等）

様式第 12 号（第 8 条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道給水緊急停止報告書

水道法第 34 条において準用する同法第 23 条第 1 項で定める給水緊急停止を行ったので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第 8 条により下記のとおり報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 給水を停止した期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止理由

様式第13号（第9条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道業務委託開始届

年 月 日付 第 号により確認を受け（届出）た専用水道について、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道管理業務受託者の住所及び氏名
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

様式第14号（第9条第1項関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道業務委託契約失効届

年 月 日付 第 号により確認を受け（届出）た専用水道について、
水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 水道管理業務受託者の住所及び氏名
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 当該契約が失効した日 年 月 日
- 8 当該契約が効力を失った理由

様式第15号（第9条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道業務委託契約変更届

年 月 日付 第 号により確認を受け（届出）た専用水道について、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第9条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 当該契約の変更点及び変更内容
- 4 水道管理業務受託者の住所及び氏名
- 5 受託水道業務技術管理者の氏名
- 6 委託した業務の範囲
- 7 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 当該契約の変更理由

様式第 16 号（第 10 条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

専用水道休止（廃止）届

年 月 日付 第 号により確認を受けた専用水道施設について、下記のとおり休止（廃止）したので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第 10 条の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 休止（廃止）の理由
- 4 休止（廃止）した日 年 月 日

様式第17号（第11条第1項関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道改善指示書

水道法第36条第1項の規定により 年 月 日までに下記のとおり改善を指示する。なお、期日までに改善をした場合は、改善の内容を記した報告書を提出して下さい。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 改善指示内容

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号（第11条第1項関係）

第 年 月 日 号

殿

糸満市長

印

専用水道改善指示履行確認書

年 月 日付 第 号にて指示した改善の内容について、その履行を確認したので、通知します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 確認内容

様式第19号（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道水道技術（専用水道受託水道業務技術）管理者変更勧告書

水道法第19条第1項の規定による水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）について、同条第2項で定める職務の遂行が十分でないことから、同法第36条第2項（同法第24条の3第6項）の規定により水道技術管理者の変更を勧告する。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 勧告の対象となる水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）
- 4 勧告の理由

様式第20号（第12条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道給水停止命令書

水道法第37条の規定により、 年 月 日付 第 号の指示の内容を履行するまでの期間、下記のとおり給水の停止を命ずる。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 給水停止を命じる範囲
- 4 給水停止を命じる理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号（第12条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満 市長

印

専用水道給水停止命令解除通知書

年 月 日付 第 号にて命じた給水の停止について、その命令を解除する。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地

様式第22号（第13条第1項関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道関係書類検査通知書

水道法第39条第2項の規定により、下記のとおり報告書等を徴収する。

記

- 1 水道の種別
- 2 水道の名称
- 3 水道の所在地
- 4 書類提出期限 年 月 日
- 5 書類提出先
- 6 提出書類等
 - ☐ 水質検査計画
 - ☐ 原水及び浄水の水質検査検査書
 - ☐ 従事者の健康診断結果
 - ☐ 管理日誌等
 - ☐ その他

様式第23号（第13条第2項関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

専用水道立入検査実施通知書

水道法第39条第2項（簡易専用水道にあつては同条第3項）の規定により、下記の日程で立入検査を実施するので通知する。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の所在地
- 3 実施年月日 年 月 日
- 4 検査実施予定者
- 5 連絡先

様式第24号（第14条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

簡易専用水道設置届

下記のとおり簡易専用水道を設置するので、糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第14条第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 規模 延べ床面積 m^2 ・地上 階・地下 階
- 4 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・木造・その他（ ）
- 5 種類 官公庁・事務所・住宅・旅館・集会場・飲食店・その他
- 6 設置者住所、氏名、電話番号
- 7 給水予定人口 人（ 世帯）
- 8 簡易専用水道へ給水を受ける水道事業名
- 9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用の有無 有・無
- 10 受水槽 (1) 設置場所 屋内・屋外・屋上 形態 地上型・地下型・半地下型
(2) 材質 RC・FRP・ステンレス・その他（ ）
(3) 有効容量 m^3 （縦 m × 横 m × 深さ m）
(4) 殺菌設備 有・無
(5) 揚水ポンプ能力
- 11 高置水槽 (1) 設置場所 屋内・屋外・屋上
(2) 材質 RC・FRP・ステンレス・その他（ ）
(3) 有効容量 m^3 （縦 m × 横 m × 深さ m）
(4) 殺菌設備 有・無
(5) 揚水ポンプ能力
- 12 着工（予定）日 年 月 日
- 13 完成（見込）日 年 月 日
- 14 給水開始（予定）日 年 月 日

添付書類

簡易専用水道の設置場所見取り図、配置図、構造図、給配水管系統図

様式第25号（第14条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

簡易専用水道施設変更届

下記の簡易専用水道について、施設の一部に変更工事を予定しているので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第14条第2号の規定により届け出ます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 変更内容
 - (1) 変更事項名
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 4 変更予定日 年 月 日
- 5 変更の理由
- 6 受水槽
 - (1) 設置場所 屋内・屋外・屋上 形態 地上型・地下型・半地下型
 - (2) 材質 RC・FRP・ステンレス・その他（ ）
 - (3) 有効容量 m^3 (縦 $\text{m} \times$ 横 $\text{m} \times$ 深さ m)
 - (4) 殺菌設備 有・無
 - (5) 揚水ポンプ能力
- 7 高置水槽
 - (1) 設置場所 屋内・屋外・屋上
 - (2) 材質 RC・FRP・ステンレス・その他（ ）
 - (3) 有効容量 m^3 (縦 $\text{m} \times$ 横 $\text{m} \times$ 深さ m)
 - (4) 殺菌設備 有・無
 - (5) 揚水ポンプ能力
- 8 着工（予定）日 年 月 日
- 9 完成（見込）日 年 月 日
- 10 給水開始（予定）日 年 月 日

※6～10は、受水槽又は高置水槽について変更がある場合のみ記入してください。その場合は変更を行った部分及びそれに伴い変更を生じる部分について記入し、簡易専用水道の設置場所見取り図、配置図、構造図、給配水管系統図を添付してください。

様式第26号（第14条第3号関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

簡易専用水道記載事項変更届

下記の簡易専用水道について、記載事項に変更がありましたので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第14条第3号の規定により届け出ます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 変更内容
 - (1) 変更事項名
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 4 変更した日 年 月 日
- 5 変更の理由

様式第27号（第14条第4号関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

簡易専用水道休止（廃止）届

下記の簡易専用水道について、施設を休止（廃止）したので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第14条第4号の規定により届け出ます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 廃止（休止）した日 年 月 日
- 4 廃止（休止）の理由

様式第28号（第14条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

簡易専用水道承継届

下記の簡易専用水道について、設置者の地位を承継したので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第14条第5号の規定により届け出ます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 承継した日 年 月 日
- 4 承継者の住所及び氏名
- 5 承継の理由

添付書類

承継者が法人の場合、地位を承継した事実を証する書類

※承継に伴い簡易専用水道の名称等に変更がある場合は、併せて簡易専用水道記載事項変更届（様式第26号）を提出して下さい。

様式第29号（第15条関係）

年 月 日

糸満市長 殿

住所
氏名

簡易専用水道給水開始前届

下記の簡易専用水道について、給水を開始したいので糸満市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則第15条の規定により届け出ます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 簡易専用水道に給水する水道事業者名
- 4 給水開始予定年月日
- 5 備考

添付書類

施設検査結果書（写）、水質検査結果書（写）

様式第 3 0 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長 印

簡易専用水道改善指示書

水道法第 3 6 条第 3 項の規定により 年 月 日までに下記のとおり改善を指示する。なお、期日までに改善をした場合は、改善の内容を記した報告書を提出して下さい。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 改善指示内容

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 1 号 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

簡易専用水道改善指示履行確認書

年 月 日付 第 号にて指示した改善の内容について、その履行を確認したので、通知します。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地

様式第32号（第17条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

簡易専用水道給水停止命令書

水道法第37条の規定により、 年 月 日付 第 号の指示の内容を履行するまでの期間、下記のとおり給水の停止を命ずる。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 給水停止を命じる範囲
- 4 給水停止を命じる理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、糸満市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、糸満市を被告として（訴訟において糸満市を代表する者は糸満市長です。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第33号（第17条関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満 市長

印

簡易専用水道給水停止命令解除通知書

年 月 日付 第 号にて命じた給水の停止について、その命令を解除する。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 確認内容

様式第34号（第18条第1項関係）

第 年 月 日 号

殿

糸満市長

印

簡易専用水道関係書類検査通知書

水道法第39条第3項の規定により、下記のとおり報告書等を徴収する。

記

- 1 簡易水道の名称
- 2 簡易水道の所在地
- 3 書類提出期限 年 月 日
- 4 書類提出先
- 5 提出書類等
 - ☐ 定期または臨時の検査書
 - ☐ 管理日誌等（施設検査記録・水槽点検及び清掃記録等）
 - ☐ 水質検査記録（残留塩素等の検査結果など）
 - ☐ 施工図（建築図面等）
 - ☐ その他

様式第35号（第18条第2項関係）

第 号
年 月 日

殿

糸満市長

印

簡易専用水道立入検査実施通知書

水道法第39条第3項の規定により、下記の日程で立入り検査を実施するので通知する。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 簡易専用水道の所在地
- 3 実施年月日 年 月 日
- 4 検査実施予定者
- 5 連絡先

様式第1号（第2条関係）
様式第2号（第2条関係）
様式第3号（第3条関係）
様式第4号（第3条関係）
様式第5号（第3条関係）
様式第6号（第4条関係）
様式第7号（第4条関係）
様式第8号（第5条関係）
様式第9号（第6条関係）
様式第10号（第6条関係）
様式第11号（第7条関係）
様式第12号（第8条関係）
様式第13号（第9条関係）
様式第14号（第9条第1項関係）
様式第15号（第9条関係）
様式第16号（第10条関係）
様式第17号（第11条第1項関係）
様式第18号（第11条第1項関係）
様式第19号（第11条第2項関係）
様式第20号（第12条関係）
様式第21号（第12条関係）
様式第22号（第13条第1項関係）
様式第23号（第13条第2項関係）
様式第24号（第14条関係）
様式第25号（第14条関係）
様式第26号（第14条第3号関係）
様式第27号（第14条第4号関係）
様式第28号（第14条関係）
様式第29号（第15条関係）
様式第30号（第16条関係）
様式第31号（第16条関係）

様式第 3 2 号 (第 1 7 条関係)

様式第 3 3 号 (第 1 7 条関係)

様式第 3 4 号 (第 1 8 条第 1 項関係)

様式第 3 5 号 (第 1 8 条第 2 項関係)